

平成27年11月5日  
九州地方整備局  
長崎河川国道事務所



## 長崎県内の「道の駅」が新たに2駅登録へ

～長崎県内の道の駅が11駅に～

「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供及び地域の振興に寄与する事を目的とした施設で、「通過する道路利用者へのサービス提供の場」から、「地域の課題を解決する場」へと進展してきました。

このたび、第44回登録（平成27年11月5日付け）において、市町村から「道の駅」登録申請が行われ、全国で20駅が登録され、合計1,079駅となりました。

長崎県内では新たに2駅が登録され、計11駅になりましたのでお知らせします。

### 【新たに登録された「道の駅」】

○<sup>ないんていーないん</sup>させぼっくす 99 <sup>ながさき させぼ あたごちよう</sup>：長崎県佐世保市愛宕町11番地

- ・西九州自動車道の相浦中里ICに近接した簡易パーキングと周辺観光拠点
- ・地元の特産品やグルメを味わえる場、特産品の販路拡大拠点

○<sup>ながさきかいどうすずたとうげ</sup>長崎街道鈴田峠 <sup>ながさき おおむら なかさとまち</sup>：長崎県大村市中里町452番地22

- ・シュガーロードと呼ばれた長崎街道を活動軸に、観光拠点としてのゲートウェイ機能
- ・地域振興の拠点として地元特産品・地元高校等によるオリジナルスイーツ等の開発

（上記の2駅を含め長崎県内では11駅となります。）

【させぼっくす 99】(イメージ)



【長崎街道鈴田峠】(イメージ)



- ・問合せ先 : 国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所  
技術副所長 <sup>よこやま ひろし</sup> 横山 浩  
交通対策課長 <sup>いもと まきお</sup> 井本 真樹男
- ・電話番号 : 095-839-9211 (代表)



# 道の駅「させぼっくす 99」

◆路線名：一般国道497号

ながさきけん させぼし あたごちよう

◆所在地：長崎県佐世保市愛宕町11番地

◆面積および施設等

- ・面積：7,259㎡
- ・施設：駐車場92台、物産館、フード館、イベント・交流施設、トイレ35器、  
情報・休憩コーナー、観光案内コーナー、防災倉庫、非常用自家発電装置
- ・整備手法：一体型

◆オープン予定：H27年度

◆特徴

- ・西九州自動車道IC近傍型の簡易パーキングと周辺観光拠点
- ・地元の特産品やグルメを味わえる場、特産品の販路拡大拠点

イメージパース

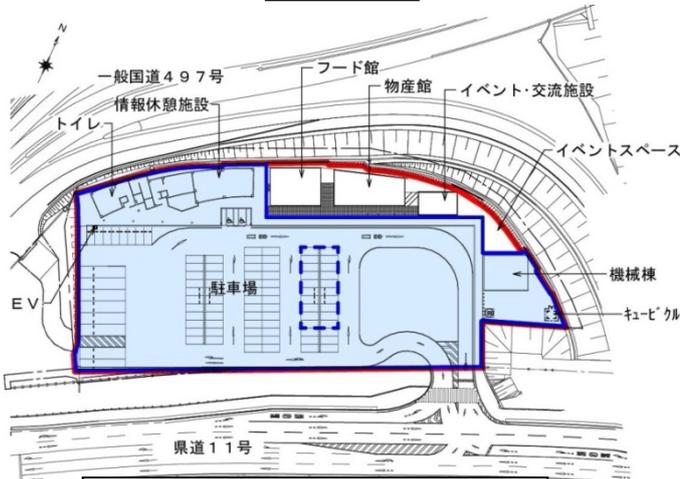


現在工事中の写真

(H27.10.16撮影)



平面図



凡例 □ 「道の駅」区域 □ 道路管理者区域

位置図



ながさきかいどうすずたとうげ

# 道の駅「長崎街道鈴田峠」

- ◆路線名：一般国道34号  
ながさきけんおおむらしなかさとまち
- ◆所在地：長崎県大村市中里町452番地22
- ◆面積および施設等
  - ・面積：2,610㎡
  - ・施設：駐車場27台、トイレ11器、カフェ、地域活動拠点、観光情報案内デスク、外国人観光案内所、「さるく」等の周遊観光の拠点、EVスタンド1台
  - ・整備手法：単独型
- ◆オープン予定：H27年度
- ◆特徴
  - ・シュガーロードとも呼ばれた長崎街道を活動軸に、観光拠点としてのゲートウェイ機能
  - ・地域振興の拠点として地元特産品・地元高校等によるオリジナルスイーツ等の開発

イメージパース

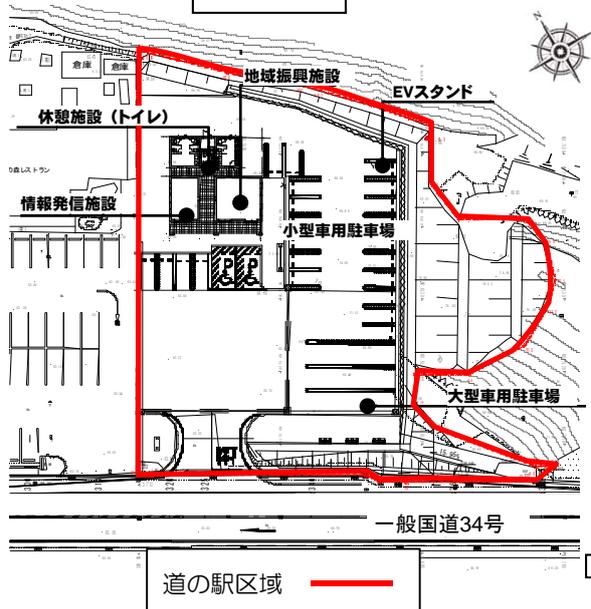


現在工事中の写真

(H27.10.5撮影)



平面図



位置図



至 大村市

道の駅区域

至 諫早市

平成27年 11月 5日  
九州地方整備局**九州地方整備局管内の「道の駅」が新たに3駅登録へ**

～九州地方整備局管内では124駅に～

「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供及び地域の振興に寄与する事を目的とした施設で、「通過する道路利用者へのサービス提供の場」から、「地域の課題を解決する場」へと進展してきました。

このたび、第44回登録（平成27年11月5日付け）において、市町村から「道の駅」登録申請が行われ、全国で20駅が登録され、合計1,079駅となりました。九州地方整備局管内では、新たに長崎県内の2駅、熊本県内の1駅が登録され、合計124駅になりましたのでお知らせします。

**【新たに登録された「道の駅」】**

○させぼっくす ないんていーないん 99 ながさきけん させぼし あたごちよう : 長崎県佐世保市愛宕町11番地

- ・西九州自動車道の相浦中里ICに近接した簡易パーキングと周辺観光拠点
- ・地元の特産品やグルメを味わえる場、特産品の販路拡大拠点

○長崎街道鈴田峠 ながさきかいどうすずたとうげ : 長崎県大村市中里町452番地22 ながさきけん おおむらし なかさとまち

- ・シュガーロードと呼ばれた長崎街道を活動軸に、観光拠点としてのゲートウェイ機能
- ・地域振興の拠点として地元特産品・地元高校等によるオリジナルスイーツ等の開発

○水辺プラザかもと みずべ : 熊本県山鹿市鹿本町梶屋1257番地 くもとけん やまがし かもとまち かじや

- ・運転者の休息が可能な温泉施設や宿泊施設、地域の特産品販売施設、公園、カヌー、サイクリング、及び農園といった体験施設を備える複合施設

（上記の3駅を含め長崎県内では11駅、熊本県内では28駅となります。）

- ・問合せ先 : 国土交通省九州地方整備局道路部  
交通対策課長 やまだ たかのり 山田 隆則  
交通対策課長補佐 やまきた けんじ 山北 賢二

- ・電話番号 : 092-476-3534（交通対策課 直通）



# 道の駅「させぼっくす 99」

◆路線名：一般国道497号

◆所在地：ながさきけん させぼし あたごちよう  
長崎県佐世保市愛宕町11番地

◆面積および施設等

- ・面積：7,259㎡
- ・施設：駐車場92台、物産館、フード館、イベント・交流施設、トイレ35器、  
情報・休憩コーナー、観光案内コーナー、防災倉庫、非常用自家発電装置
- ・整備手法：一体型

◆オープン予定：H27年度

◆特徴

- ・西九州自動車道IC近傍型の簡易パーキングと周辺観光拠点
- ・地元の特産品やグルメを味わえる場、特産品の販路拡大拠点

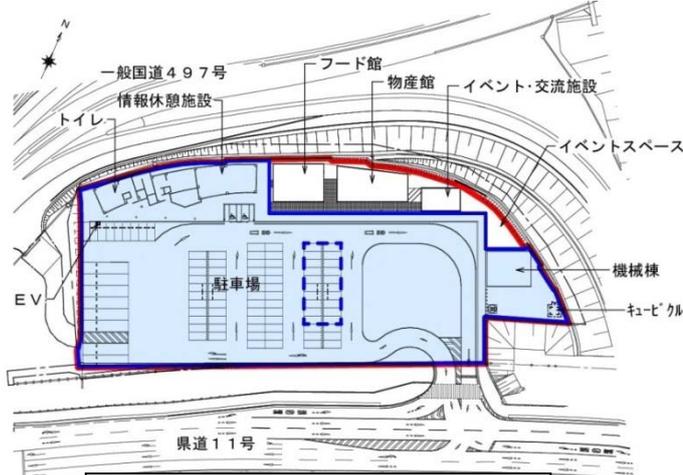
イメージパース



位置図



平面図



凡例 □ 「道の駅」区域 □ 道路管理者区域

位置図



ながさきかいどうすずたとうげ

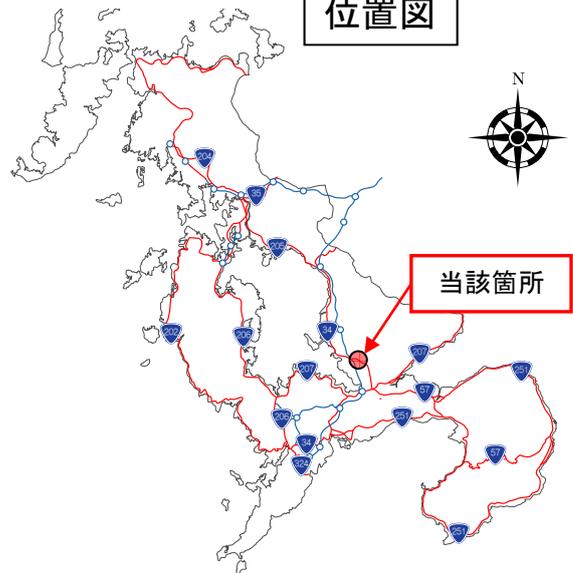
# 道の駅「長崎街道鈴田峠」

- ◆路線名：一般国道34号  
ながさきけんおおむらしなかさとまち
- ◆所在地：長崎県大村市中里町452番地22
- ◆面積および施設等
  - ・面積：2,610㎡
  - ・施設：駐車場27台、トイレ11器、カフェ、地域活動拠点、観光情報案内デスク、外国人観光案内所、「さるく」等の周遊観光の拠点、EVスタンド1台
  - ・整備手法：単独型
- ◆オープン予定：H27年度
- ◆特徴
  - ・シュガーロードとも呼ばれた長崎街道を活動軸に、観光拠点としてのゲートウェイ機能
  - ・地域振興の拠点として地元特産品・地元高校等によるオリジナルスイーツ等の開発

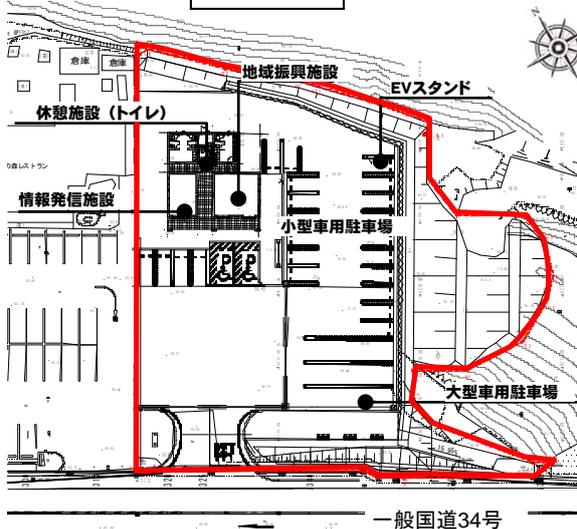
イメージパース



位置図



平面図



位置図



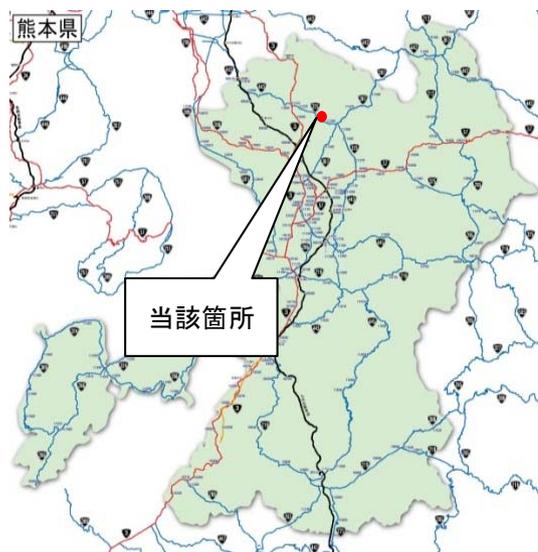
みずべ  
道の駅「水辺プラザかもと」

- ◆路線名：一般国道325号  
くまもとけん やまがし かもとまち かじや
- ◆所在地：熊本県山鹿市鹿本町梶屋1257番地
- ◆面積および施設等
  - ・面積：約84,100m<sup>2</sup>
  - ・施設：駐車場253台、公衆トイレ26器、公衆電話、休憩・情報提供施設  
物産館、温泉、レストラン、宿泊施設、農園
  - ・整備手法：単独型
- ◆オープン予定：H27年度
- ◆特徴
  - ・運転者の休息が可能な温泉施設や宿泊施設を用し、地域の特産品販売所のほか、公園やカヌー、サイクリング及び農園といった体験施設を備える複合施設である

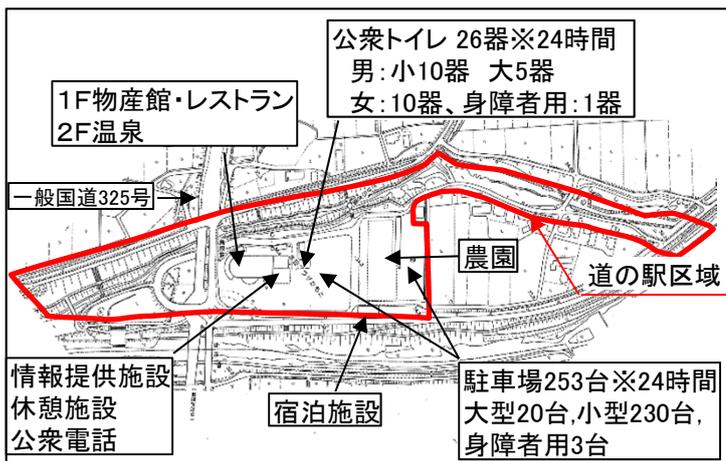
イメージパース



位置図



平面図



位置図





## 「道の駅」について

### 1. 目的

「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、並びに地域振興に寄与することを目的としています。

### 2. 「道の駅」の基本コンセプト

「道の駅」とは、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、「地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場」です。

### 3. 機能

「道の駅」は、駐車場やトイレなどの「休憩機能」、道路情報や地域情報を提供するための「情報発信機能」、地域との交流によりその地域が持つ魅力を知ってもらう「地域連携機能」の3つの機能を併せ持つ施設です。

### 4. 主な登録要件

#### (1) 休憩施設

- ・ 駐車場：道路利用者が24時間無料で利用できる十分な容量の駐車場
- ・ トイレ：清潔で24時間利用可能なトイレ、障害者用トイレも設置

#### (2) 情報発信施設

- ・ 道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供できること

#### (3) 地域連携

- ・ 地域の歴史文化を紹介する教養施設、地域の特産品等を紹介する農産物直販所などの地域振興施設

#### (4) 設置者

- ・ 市町村又は、市町村に代わり得る公的な団体

#### (5) その他の配慮事項

- ・ 施設及び施設間を結ぶ主要経路は、バリアフリーとなっていること